

業務委託仕様書

- 1 事業名 揮発油税等軽減措置政策効果検証事業
- 2 委託期間 契約締結の日から令和9年3月31日まで
- 3 事業目的
復帰に伴う特別措置である「揮発油税及び地方揮発油税の軽減措置」の効果を検証するため、委託により調査及び分析を行うことを目的とする。
- 4 委託内容
上記事業目的を達成するため、下記の項目につき調査等を委託する。
 - (1) 石油製品の小売・仕入価格の実態調査
沖縄県内の全給油所（約320SS）を対象に、石油製品（レギュラーガソリン・軽油・灯油）の毎月第4月曜日の小売価格（消費税込）及び卸価格（レギュラーガソリン）を調査する。
調査対象事業者名簿（事業者名・給油所名・住所・電話番号）は発注者より提供する。
調査手法は提案を元に、発注者と協議の上、決定する。
 - (2) 沖縄本島地域の石油製品販売事業者の経営実態調査
沖縄本島の全給油所（約260SS）を対象に、経営実態調査を行う。
また、必要に応じて、アンケート回答事業者の中から事業者を抽出してアンケート回答内容を補足するヒアリング調査を実施する。
 - (3) 石油製品価格構造の分析
(1)及び(2)の調査で得られたデータを元に、ガソリン価格について、以下の集計・分析を行う。
 - ア 沖縄本島、離島の石油製品（レギュラーガソリン、灯油・軽油）と本土平均の小売価格・卸価格・粗利の比較・分析
(価格差の要因と軽減措置の効果を検証すること)
 - イ SSの系列別（元売系列、商社系、農協系等）
 - ウ SSのタイプ別（フルサービス／セルフサービス別）
 - エ 経営するSSの数別（1SSのみ経営か、複数SS経営か等）
 - オ 圏域別・市町村別
 - カ 流通過程（①本土～沖縄本島油槽所、②沖縄本島油槽所～本島SS）における卸価格と小売価格分析（軽減措置の効果の推移）
 - (4) ガソリン等の価格構造の全国・他都道府県との比較分析
輸送コスト、レギュラーガソリン及び軽油、灯油の小売価格・卸価格・粗利について、全国及び高値県との比較・分析を行う。

(5) 揮発油税等の軽減措置が産業経済や県民生活に与える経済波及効果分析、その他必要な検証

暫定税率廃止及び揮発油税等の軽減措置が廃止・縮小された場合の産業経済や県民生活に与える経済波及効果について、産業連関分析及び家計消費支出に与える影響分析により、シミュレーションし、その他必要な検証を行う。

本検証については、令和8年6月末までに検証を行い、7月上旬までに県に報告すること。

(6) 各種指標等による揮発油税等軽減措置の必要性の検証

ガソリン価格が影響を与える産業・経済に関する各種指標

(例：ガソリン消費支出、県民所得、失業率、家計消費支出等) について、沖縄県と他都道府県との比較を行い、沖縄県における揮発油税等軽減措置の必要性を検証する。

(7) ガソリンの流通に関する各種情報の収集・整理

沖縄県内のガソリンの流通に関して調査し、以下の情報を収集・整理する。

ア 沖縄県のガソリンの需給に関する指標（ガソリン販売量・給油所数・自動車保有台数等）

イ 沖縄県のガソリン消費量（本島・離島）の将来推計

ウ その他、必要な事項

(8) 県民への周知啓発

揮発油税等軽減措置の周知啓発のため、効果的な啓発物（例：ポスター、ステッカー等）を製作し、市町村、県内SSに配布する。啓発物は提案を元に、発注者と協議の上、決定する。

(9) 報告書作成

(1)~(8)をとりまとめた報告書を作成する。

5 業務進捗状況に関する打ち合わせ

受託者は、委託者の求めに応じて、業務進捗状況の報告や業務内容等に関する打ち合わせを行うものとする。

6 業務の再委託について

(1) 一括再委託の禁止

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせることができない。また、以下の業務（以下、「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請け負わせることができない。

ただし、これによりがたい特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

- ・契約金額の50%を超える業務
- ・企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統括的かつ根幹的な業務

(2) 再委託の相手方の制限

本契約の公募参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。

また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。

(3) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、予め書面による県の承認を得なければならない。但し、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請け負わせるときはこの限りではない。

ア 資料の収集・整理

イ 複写・印刷・製本

ウ 原稿・データの入力及び集計

エ 物品の輸送・発送

オ その他、上記以外に容易かつ簡易な業務がある場合に、県と別途協議を行った業務

7 著作権及び所有権

成果品の著作権及び所有権は沖縄県に帰属する。ただし、本委託業務にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任と費用をもって処理すること。

8 成果品

(1) 本委託業務の成果品は、次のとおりとする。

ア 調査報告書（A 4 版） 30部

※長期の使用に耐え得るように通常の装丁を行うこと。

業務完了後に、受託者の責に帰すべき理由による成果物の不良箇所があった場合は、速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

イ 附属書類（各種議事録、打ち合わせ記録）

ウ 上記ア、イ、及び調査結果等に係る電子データ一式

電子データはWord・Excel等沖縄県が再利用できる形式で作成すること。

(2) 納入先

沖縄県生活福祉部生活安全安心課

〒900-8570

沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号（県庁3階）

TEL：098-866-2187

FAX：098-866-2789

E-mail：aa024007@pref.okinawa.lg.jp

9 その他

(1) 本仕様書に記載のない事項、あるいは本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、沖縄県と受託者が協議して決定するものとする。

(2) 本委託業務の実施に当たっては、沖縄県及び受託者との密接な協議のもとで取り組むものとする。受託者は、本委託業務の履行に当たり、委託業務の目的、内容を十分に理解した上で、誠実に本業務の遂行を行うものとする。

なお、本仕様書に明記がない事項があっても、本業務に当然必要な事項と認められるものについては、受託者が責任をもって充足しなければならない。

- (3) 受託事業者の役員、職員等（再委託先等も含む）は、本委託業務の遂行上知りえた事項について、退職後を含めて第三者に漏らしてはならない。
- (4) 本仕様書に記載の委託業務の内容については、実施段階において、諸事情により変更することがある。